

令和 7 年度 佐賀善意銀行 交通遺児等奨学金 -田口基金- 募集要項

◇応募できる人

県内に在住し令和 7 年度に県内の小学校・中学校・高等学校に在学している児童・生徒で、保護者等が交通事故で死亡、もしくは著しい後遺障害で働けない状況であること。

※著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 及び別表第 2 の第 1 級から第 3 級までに該当するもの。

※弊行の奨学金制度の重複利用はできません。

※他の奨学金と併用できます。

◇応募期間と採用の決定

応募受付期間

令和 7 年 7 月 1 日 (火) ～ 令和 7 年 11 月 7 日 (金)

各学校にご提出下さい

決定通知

書類内容を審査し、決定の有無を各学校並びに個人宛に郵送致します。

採用人数

小学生、中学生、高校生、それぞれ 10 名程度を予定しています。

◇奨学金の額及贈呈方法

奨学金金額

一人当たり 10 万円

贈呈

贈呈式を行い、その席にて現金支給とします。

贈呈式の日時等に関しては、受給者に改めてご連絡差し上げます。

◇提出書類

次の書類を在学する学校へ提出して下さい。

○奨学金願書（弊行規定のもの）

〔以下、後遺障害の場合に添付する資料〕

○障害者手帳のコピー

○後遺障害に関する証明書（弊行規定のもの）

※ 自動車損害賠償保険金を取り扱った保険会社、または共済金を取り扱った農協で証明してもらって下さい。

※ 保険会社または農協で証明が受けられない場合は、交通事故による症状が詳しく記載してある病院の診断書を提出してください。

※お預かりしました個人情報適切に管理し、本制度の確認、連絡のみに利用します。

不明な点がありましたら、佐賀善意銀行までお尋ね下さい。

問い合わせ

- ・ 〒840-8585 佐賀市天神 3-2-23 佐賀新聞社内 佐賀善意銀行
- ・ 電話 0952-28-2153